

保護者様

大阪府立農芸高等学校  
学 校 長

### 意見書作成について（依頼）

出席停止疾患につきまして、医療機関受診のうえ、下記用紙にて報告下さいますようお願いいたします。

主治医様

学校保健安全法施行規則により、感染症罹患生徒については出席停止の措置となります。  
つきましては、お世話をおかけいたしますが、下記の生徒に関する書面に必要事項をご記入の上、  
生徒・保護者にお渡し下さいますようお願いいたします。

### 意見書（学校感染症について）

大阪府立農芸高等学校 年 組 番 生徒名

第1種（疾患名 \_\_\_\_\_）

第2種

- インフルエンザ（発症後5日を経過しかつ解熱後2日経過）\*鳥インフルエンザ（H5N1除く）
- 麻疹（解熱後3日経過）  水痘（すべての発疹の痂皮化）
- 風疹（発疹消失）  咽頭結膜熱（主要症状消失後2日経過）
- 百日咳（特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで）
- 流行性耳下腺炎（耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで）
- 結核（感染のおそれなし）
- 髄膜炎菌性髄膜炎（病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで）

第3種（疾患名 \_\_\_\_\_）

出席停止期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

自宅における療養を指示しました。

学校への連絡事項等

以上のとおり証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

住 所

担当医師名 \_\_\_\_\_

印